

令和7年12月10日
市民局 人権推進課

市政記者各位

市庁舎における作業中の角材の落下事案について

市庁舎において、東側壁面に横断幕を設置する作業中、角材2本が落下する事故が発生しました。同様の事故が発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 事故の概要

(1) 発生日

令和7年12月10日(水) 午前9時50分頃

(2) 発生場所

福岡市庁舎敷地内

(3) 発覚までの経緯

12月10日(水)

9:30 作業開始

9:52 市民から市に連絡があり、発覚

(4) 被害状況

人的被害・・・なし

物的被害・・・確認中

(5) 発生原因

福岡市庁舎7階東側ベランダにて人権推進課職員が横断幕設置作業をしている際、横断幕を巻くために両端に挟み込まれている角材を外したうえで設置すべきところ、横断幕に角材が固定されているものと誤認し、横断幕を垂らしたところ、両端2本の角材が横断幕から外れ、下方に落下したもの。

※落下した角材の形状…サイズ：30mm×30mm×1830mm 重さ：924g 材質：木材

2 再発防止策

(1) 保管用の角材は使用しないこととし、横断幕設置作業の手順に誤りがないよう、作業マニュアルを作成し、作業する職員は事故発生リスクのポイントを確認する。

(2) 落下物事故に備え、横断幕設置作業時は、作業付近直下に人員を配置し、直下付近に近づかないよう、往来の市民等に注意喚起を行う。

【問い合わせ】

市民局人権推進課

担当：吉崎

電話：092-711-4337（内線1890）